

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校
における働き方改革に関する総合的な方策について（答申） 抜粋
（平成 31 年 1 月 25 日 中央教育審議会）

第 6 章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

2. 一年単位の変形労働時間制の導入について

- 教職の魅力をも高める勤務時間制度の在り方を検討するに当たっては、かつて完全学校週 5 日制への移行期間に行われていた長期休業期間の休日のまとめ取り¹のように、一定期間集中して休日を確保することが有効であるとの観点からも検討を進めた。現在でも、休日の確保のために週休日の振替や年次有給休暇によって長期間の学校閉庁日を実施している地方公共団体もあるが、週休日の振替は一般的には一日単位又は半日単位で行われ 1 時間単位での割り振りはできないなどの課題もある。これを踏まえると、一年単位の変形労働時間制についても選択肢の一つとして考えられるが、現行制度では地方公務員への導入が認められておらず、実施する場合には制度改正が必要となるため、検討を行った。

- 教師の勤務の実態に関し、学校には夏休み等児童生徒の長期休業期間がある一方で、教師の業務は成績処理や指導要録を記入する学期末・学年末の時期や、学校行事や部活動の大会が実施される時期については、それ以外の時期と比較して長時間の勤務となる場合が多い。そのため、教師の長時間勤務を見直すに当たっては、毎日の業務の在り方を徹底的に見直しその縮減を図ることを前提に、こうした勤務態様をとらえ、年間を通じた業務の在り方にも着目して検討を行うことが有効と考えられる。

- 労働基準法では、年間を通じて業務の繁閑を繰り返す業種において、それぞれの事業形態にあわせた労働時間を設定できるよう、いわゆる一年単位の変形労働時間制²についての規定があるが、当該規定については、現行制度上、公立学校の教師も含めた地方公務員に対しては適用除外³となっており、地方

¹かつて地方公務員の週休 2 日制の導入（平成 4 年度）の際、公立の義務教育諸学校等の教職員について、完全学校週 5 日制の実施（平成 14 年度）までの間、所定の勤務時間の上限を週 44 時間等とし、学校が休業となる土曜日に加えて、長期休業期間のうち一定の日数を「勤務を要しない日」とすることで、年間を通じた所定の勤務時間が平均して他の公務員と同様となるよう所定の勤務時間の割り振りを行う、いわゆる「まとめ取り方式」が、労働基準法施行規則の規定に基づき実施されていた。

²一年単位の変形労働時間制は、業種によっては業務の繁閑の差があることを踏まえ、休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するために設けられている制度である（労働基準法第 32 条の 4）。

³地方公務員については、一年単位の変形労働時間制の前身の制度である三か月単位の変形労働時間制が創設された当時において、国家公務員との権衡を図ったこと及び当時において地方公務員の業務においてあらかじめ繁閑が生じるものが想定されなかったことにより適用されなかった取扱いが、現在も引き続いているものである。

公務員については現在、一年単位の変形労働時間を導入することはできない。

しかしながら一方で、児童生徒の教育活動をつかさどる教師の勤務態様としては、児童生徒が学校に登校して授業をはじめとする教育活動を行う期間と、児童生徒が登校しない長期休業期間とでは、その繁閑の差が実際に存在している。このことから、地方公務員のうち教師については、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき⁴、一年単位の変形労働時間制を適用することができるよう法制度上措置すべきである。

ただし、実際に学校現場に導入するに当たっては、長期休業期間中の業務量を一層縮減することが前提となる。平成28年度の教員勤務実態調査においては、長期休業期間中の勤務実態の調査は実施されなかったが、平成18年度の教員勤務実態調査においては少ないながらも時間外勤務の実態もあり、また、この間の業務としては部活動や研修等に多くの時間が費やされていた⁵。

- このため、例えば、文部科学省や教育委員会は、導入の前提として、長期休業期間中の業務を縮減するため、
- ・夏季休業期間中の長期の部活動休養期間の設定や、部活動指導員の一層の活用による教師の部活動指導時間の縮減
 - ・中学校体育連盟・高等学校体育連盟等学校の部活動が参加する大会等の主催者への日程や規模等大会の在り方の見直しの検討要請
 - ・夏季休業期間中の業務としての研修等の精選、受講しやすい環境の整備等に取り組むべきである。

特に、文部科学省は、学校現場や教師に対し、平成14年の学校週5日制の完全実施を踏まえて、これまで長期休業期間に特定の業務等を実施することを求めてきた通知等の内容を改める⁶必要がある。また、長期休業期間中に多く開催される部活動の大会のために教師が休日を確保できないことがないよう、大会の在り方の抜本的な見直しを関係団体に直接働きかけるとともに、部活動指導員等教師以外の者による指導・引率ができるよう取り組まなくてはならない。

⁴ 地方公務員の勤務条件は、住民の負担につながる問題である以上、住民自治の原則に基づいて住民の同意が必要であり、議会が団体意思として制定する条例によってこの同意を得ることとする、勤務条件条例主義が原則とされている（地方公務員法第24条第5項）。

⁵ 平成18年度の教員勤務実態調査によると、夏季休業期間の勤務時間（持ち帰りを含まない）は、小学校教諭で8時間3分、中学校教諭で8時間28分となっている。（※当時は一日の勤務時間は8時間）このうち、小学校では研修に合計1時間45分、中学校では部活動・クラブ活動に2時間22分、研修に合計1時間7分の時間を割いている。

⁶ 例えば、初任者研修や経験者研修、授業研究等の長期休業期間の実施を求めてきた通知等の見直しや、全国高等学校総合文化祭の開催期間を原則毎年8月上旬の1週間程度とすることを求める開催要綱の見直しが必要である（第18回中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」資料8-2参照）。